

第10回北川流域委員会

平成22年3月2日

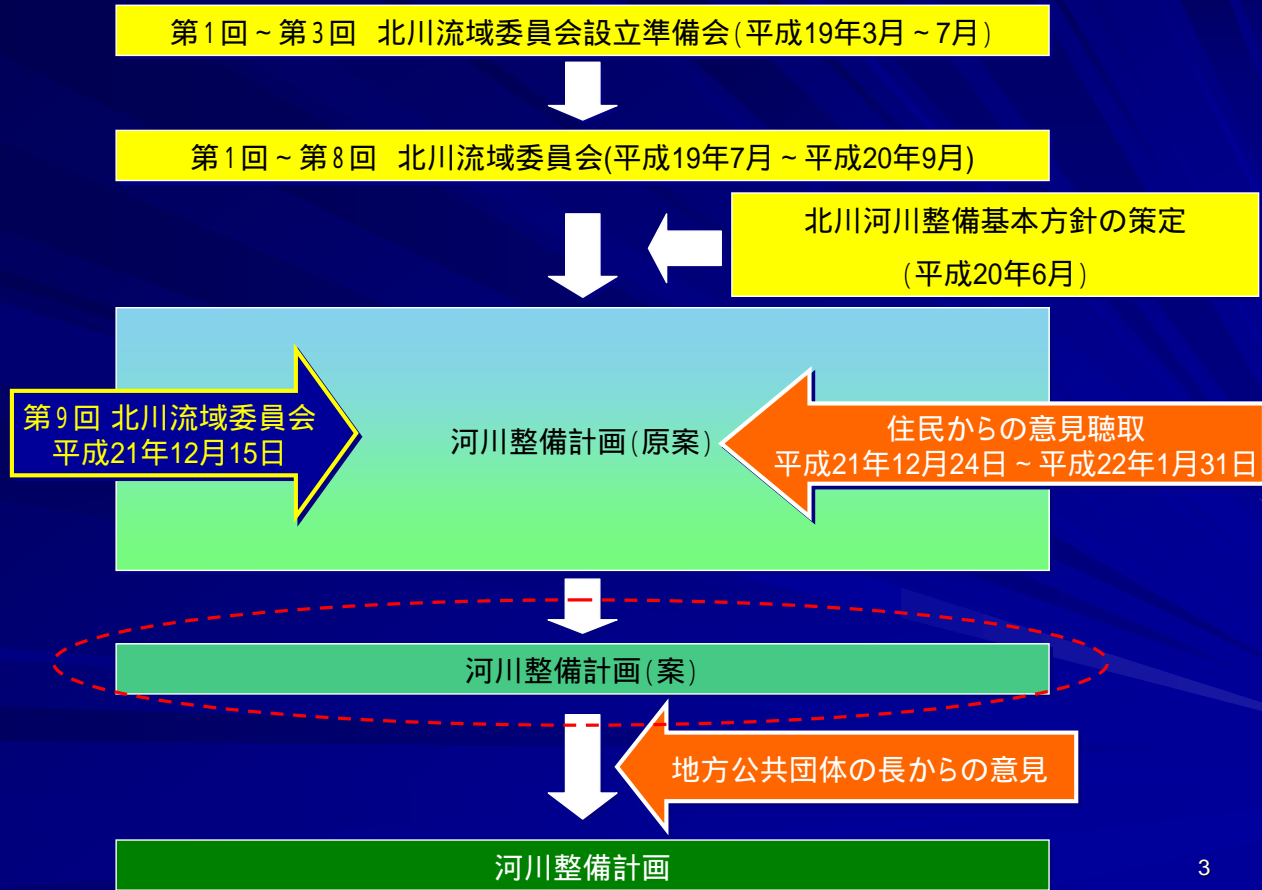
1

北川河川整備計画(案)策定に向けて

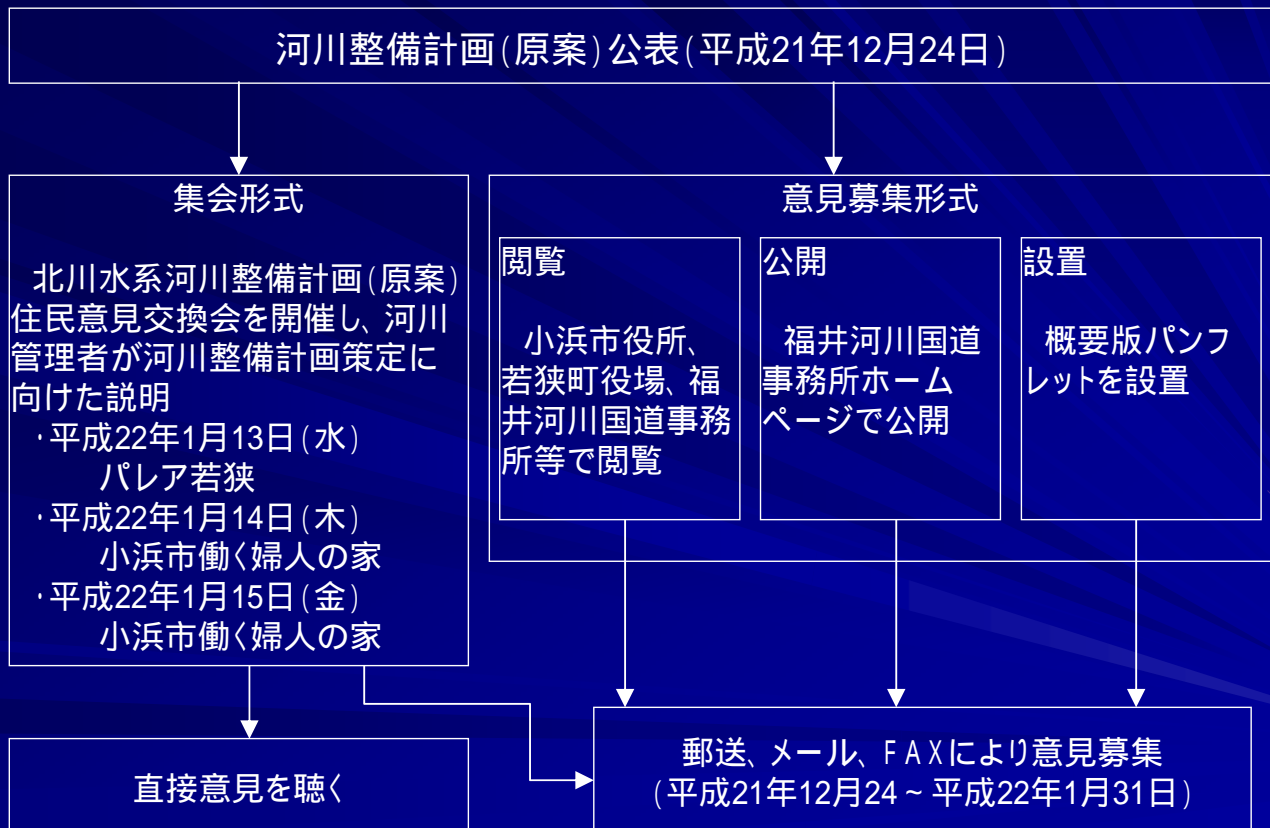
- 1 整備計画策定の流れ
- 2 整備計画(原案)に対する
住民意見聴取
- 3 河川整備計画(原案)への
意見反映について

2

1 整備計画策定の流れ



2 整備計画(原案)に対する住民意見聴取



(1) 整備計画(原案)の公表

記者発表(平成21年12月24日～)

北川水系河川整備計画(原案)を公表

閲覧(平成21年12月24日～)

近畿地方整備局、小浜市役所、若狭町役場の6カ所で、北川水系河川整備計画(原案)が閲覧

公開(平成21年12月24日～)

福井河川国道事務所のホームページで、北川水系河川整備計画(原案)を公開

5

設置(平成21年12月28日～)

整備計画(原案)の概要版(パンフレット)を作成し、近畿地方整備局、小浜市役所、若狭町役場の他、大学、高校、中学校、公民館などの公共施設に設置



小浜市役所



小浜市働く婦人の家

6

(2) 住民意見交換会の周知

記者発表(平成21年12月24日)

北川水系河川整備計画(原案)の公表とあわせて、住民意見交換会の開催を記者発表

ケーブルテレビ

平成22年1月8日(金)から12日(火)の「チャンネル0」で、北川水系河川整備計画(原案)住民意見交換会の開催案内を文字放送にて終日繰り返し放送

ホームページ(平成21年12月24日～)

北川水系河川整備計画(原案)の公開とあわせて、住民意見交換会の開催案内を掲載

北川のこれからの川づくりについて
みなさまのご意見をお聞かせください

「北川水系河川整備計画(原案)(国管理区間)」への
ご意見の募集について

今後概ね30年の北川の具体的な河川整備の内容について、河川管理者の考えを示すものとして「北川河川整備計画(原案)」を作成しました。
この原案に対し、住民の皆様から幅広い意見を募集いたします。ご意見を踏まえ、さらに計画内容を充実させますので、たくさんのご意見をいただきますようお願いいたします。

北川水系河川整備計画(原案)(国管理区間)

北川水系河川整備計画(原案)(国管理区間)	📄	(4.1MB)
上記の概要版(パンフレット)	📄	(2.7MB)

北川水系河川整備計画(国管理区間)策定に向けた住民意見交換会を開催

北川流域の皆様との住民意見交換会を開催します。住民意見交換会では、「北川水系河川整備計画(原案)(国管理区間)」の説明とあわせて、皆様からご意見を伺います。
住民意見交換会には、どなたでも参加いただけますので、お気軽にお越し下さい。たくさんのご意見をお待ちしております。

平成22年1月13日(木) 19:00～21:00	パルア若狭	詳しくはこちら
平成22年1月14日(木) 19:00～21:00	小浜市勤(婦人の家)	詳しくはこちら
平成22年1月15日(金) 19:00～21:00	小浜市勤(婦人の家)	詳しくはこちら

「北川水系河川整備計画(原案)(国管理区間)」に関するご意見の募集

「北川水系河川整備計画(原案)(国管理区間)」について、ご意見をお寄せください。
なお、電話でのご意見の受け付けは行いませんので、ご了承ください。
いただいた情報は、河川整備計画策定以外の目的に利用することはありません。
寄せられたご意見等は、関連ホームページ等にて公表させていただきます。
ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめご了承ください。
ご意見等の受付期間は、平成22年1月31日(日)までとさせていただきます。

■ 各ホームページによる受け付け

ご意見はこちらから

■ 郵送による受け付け
ご意見等をご記入の上、下記宛先までお送りください。
〒918-8015 福井市花室南2丁目14番地7号
国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所
「北川水系河川整備計画策定ご意見係」
(パンフレットをお持ちの方は、パンフレットに添付されているがきをご利用ください。)

■ FAXによる受け付け
ご意見等をご記入の上、下記宛先までご送信ください。
FAX番号:0776-35-7946

■ お問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所 調査第一課
〒918-8015 福井市花室南2-14-7
TEL:0776-35-2661
<http://www.fukui.kkr.mlit.go.jp/>

北川流域委員会に関する情報は、流域委員会ホームページをご覧ください。

最新ホームページ

新聞折り込み広告(平成21年12月28日)

平成21年12月28日の福井新聞朝刊に、北川水系河川整備計画(原案)住民意見交換会の開催案内チラシを折り込み

北川のこれからの川づくりについて
みなさまのご意見をお聞かせください

北川水系河川整備計画(原案) (国管理区間) 住民意見交換会

開催します

平成22年 1月13日(水) 19:00~21:00 **パリア若狭** **無料参加**

平成22年 1月14日(木) 19:00~21:00 **小浜市豊く婦人の家** **無料参加**

平成22年 1月15日(金) 19:00~21:00 **小浜市豊く婦人の家** **無料参加**

詳しくは、裏面をご覧ください



みなさまのご意見をお聞かせください

北川水系河川整備計画(原案) (国管理区間) 住民意見交換会

住民意見交換会への参加については、事前申し込みは不要です。直接会場にお越し下さい。会場内にも30分前から受付が始まります。各会場へのアクセスは、後方、公共交通機関をご利用下さい。

会場案内

パリア若狭 研修室

〒919-1541 三方上中郡若狭町南郷16-18
TEL. 0770-62-2508

[交通機関]
●JR上中駅より徒歩5分
●西日本JTBバス 小浜駅前停留所より徒歩9分

1月13日(水) 19:00~21:00

小浜市豊く婦人の家 大会場

〒917-0078 小浜市大字町4-1
TEL. 0770-52-7002

[交通機関]
●JR小浜駅より徒歩7分

1月14日(木) 19:00~21:00
1月15日(金) 19:00~21:00

『北川水系河川整備計画(原案)(国管理区間)』をご覧になるためには

●福井河川国道事務所ホームページ
<http://www.fkai.kai.mlit.go.jp/hta/>

●開覧
下記の場所以外開催することができません(パンフレットもございません)

開催場所	所在地	電話番号	開催日時
福井河川国道事務所	福井第一庁	0776-22-2801(内線202)	4階 国管理第一課
河川部 河川計画課	小浜市富田1-11	0770-58-1764(直通)	2階 国管理第一課
河川部 河川計画課	三方市大字町3-5-44	58-4840-1141	1階 河川計画課
小浜市役所	国管理第一課	0770-52-1111(内線202)	2階 国管理第一課
若狭町役場	国管理第一課	0770-43-6114(直通)	1階 国管理第一課
公共施設	三方上中郡若狭町南郷16-18	0770-62-2508(直通)	1階 公共サービス室

お問い合わせ先 **国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所 調査第一課**
〒216-0215 福井県若狭郡2-14-7

みなさまのご意見をお聞かせください

9

ポスター

近畿地方整備局、小浜市、若狭町その他、JR小浜駅や上中駅等の公共施設に合計12枚を掲示した。

北川のこれからの川づくりについて
みなさまのご意見をお聞かせください

北川水系河川整備計画(原案) (国管理区間) 住民意見交換会

開催します

平成22年 1月13日(水) 19:00~21:00 **パリア若狭** **無料参加**

平成22年 1月14日(木) 19:00~21:00 **小浜市豊く婦人の家** **無料参加**

平成22年 1月15日(金) 19:00~21:00 **小浜市豊く婦人の家** **無料参加**

詳しくは、裏面をご覧ください



国土交通省 近畿地方整備局	福井河川国道事務所
	福井河川国道事務所 北川出張所
小浜市	河川部 河川計画課
若狭町	小浜市役所
	若狭町役場 三方庁舎 若狭町役場 上中庁舎
公共施設	JR小浜駅
	JR上中駅 等

(3) 住民意見交換会の開催

住民意見交換会は、平成22年1月13日～15日に3回開催

開催日時	場所	参加者数
平成22年1月13日(水) 19時～21時	パレア若狭	56名
平成22年1月14日(木) 19時～21時	小浜市働く婦人の家	28名
平成22年1月15日(金) 19時～21時	小浜市働く婦人の家	26名



平成22年1月13日(水)
パレア若狭



平成22年1月14日(木)
小浜市働く婦人の家



平成22年1月15日(金)
小浜市働く婦人の家

(4) 意見募集の受付

郵送(パンフレット添付ハガキ)、福井河川国道事務所のホームページ(メール)、FAXにより受付

北川のこれからの川づくりについて
みなさまのご意見をお聞かせください

「北川水系河川整備計画(原案)(国管理区間)」について
ご意見をお寄せください

- いただいた情報は、河川整備計画策定の目的に利用することはありません。
- 寄せられたご意見等は、関係ホームページ等で公表させていただきます。
- なお、ご意見に対する回答は致しませんので、あらかじめご了承ください。
- ご意見の受付は、平成22年1月31日(日)までとさせていただきます。

下の欄に入力後、「送信」ボタンをクリックしてください。
フォームの送信できない場合は、info.fku@fdk.or.jpまでご連絡ください。

あなただご意見をご記入ください

※ 文字は1行あたり、半角が最大。9文字。特殊文字は使用しないでください。

下記の項目1～4についてもご記入ください

1. 性別 男 女

2. 年齢 20歳未満 20歳代 30歳代 40歳代
 50歳代 60歳代 70歳以上

3. 職業 学生 会社員 公務員 農業関係
 林業関係 漁業関係 その他

4. ご住所 (町/村/市/郡/県)

郵便はがき

〒918-8790

福井市花堂南2丁目14番地7号
国土交通省 近畿地方整備局
福井河川国道事務所

「北川水系河川整備計画策定ご意見係」行

●下記の項目についてもご記入ください
(1～3は該当するものをチェックしてください)

1) 性別: 男 女

2) 年齢: 20歳未満 20歳代 30歳代 40歳代
 50歳代 60歳代 70歳以上

3) 職業: 学生 会社員 公務員 農業関係
 林業関係 漁業関係 その他()

4) ご住所: (記入例: 福井市花堂南)

●このはがきは、河川整備計画策定の目的に利用することはありません。
●なお、ご意見に対する回答は致しませんので、あらかじめご了承ください。
●〒は、ご住所に正確に記入してください。郵便番号は、必ず正確に記入してください。

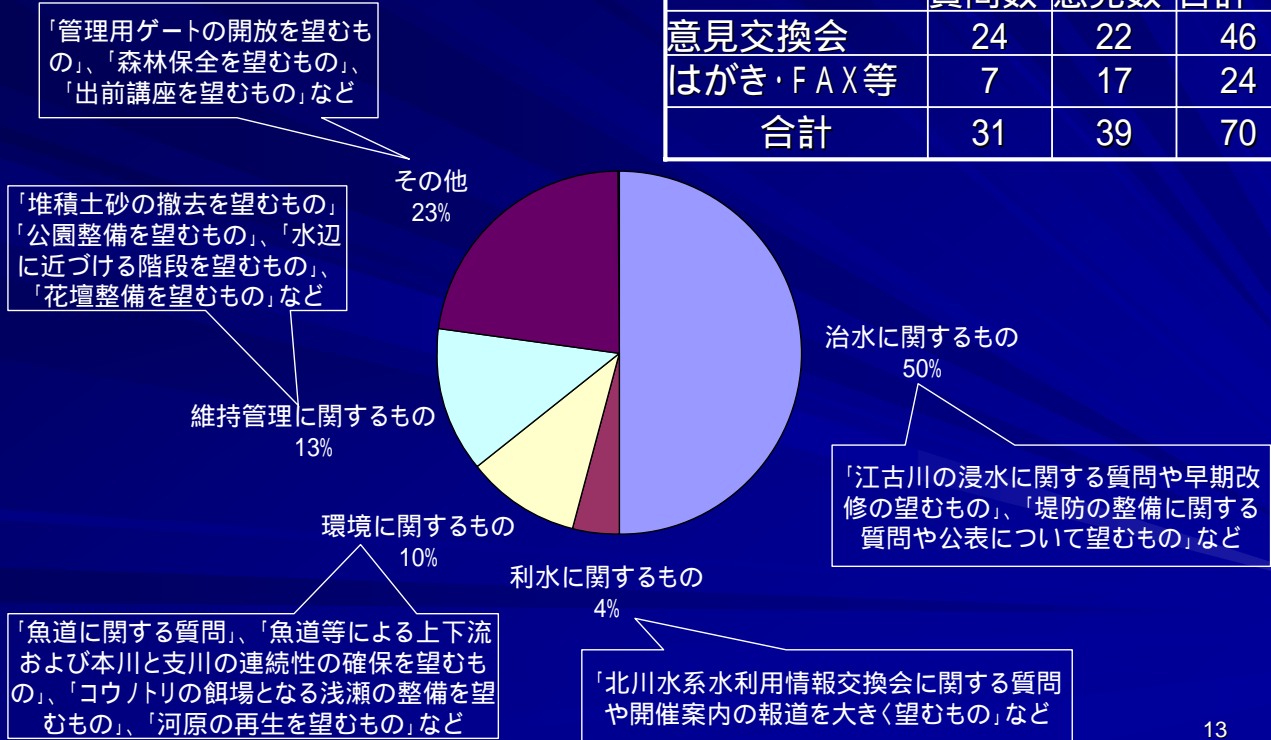
北川水系河川整備計画策定に向けた
ご意見をお寄せください

●あなただご意見をご記入ください

(5) いただいた意見や質問

北川水系河川整備計画(原案)について、意見交換会で46、ハガキやFAX等で24の意見や質問をいただきました。

	質問数	意見数	合計
意見交換会	24	22	46
はがき・FAX等	7	17	24
合計	31	39	70



13

3 河川整備計画(原案)への 意見反映について

14

(1) 治水に関する意見

【流域委員会からの意見】

- 他の整備計画では、「戦後最大洪水」や「確率年」などで、わかりやすい目標が表現されているが、今回の整備計画には、そのような記述がない。
- 河床の上昇によって干陸化が進行し河川環境が悪化している。透水性の高い材料が堆積することにより伏流しやすくなり、上流から土砂を含んだ水が流れてきた場合、水分のみ伏流して土砂が更に堆積することで堆積が進行していったとも考えられる。掘削でもしないと水面は出てこない。
- 渇水時の対応について、中流域において度々、瀬切れが起っており、農業用水の確保ができなかったり、そこに生息する動植物が非常に大きな被害を受けているが、整備計画には瀬切れの原因追求と瀬切れに対する対応の記述をしていただきたい。

【住民からの意見】

- 近年は特に集中的な降雨があるということで、もう少し堤防をあげてもらわないといけないのではないか。
- 北川上流の滋賀県区域に砂利の採石場があり、下流に堆積等の影響がでていと感じる。また、鉄砲水とか流量が増える認識を持っている。採石場から影響が予測できれば対策をされるということですが、予防的な課題としての検討はないのですか。
- 私が住んでいる下野木に野木川が流れ、堤防とほぼ同様な洪水が近年発生している。理由としては、北川の水位が高いために、野木川が流れが悪くなっていると思うので、北川へスムーズに流れるような方策がとれないのか。

15

河川整備計画(原案)本文 P3-3

3.3 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標

3.3.1 治水対策の基本的な考え方

平成20年6月に定めた北川水系河川整備基本方針における基本高水流量(超過確率1/100年)は、……(中略)……危機管理体制の強化等が必要である。

以上を踏まえ、洪水による災害の発生防止及び軽減に関する目標は、北川の上流部の人口・資産等の状況を考慮し、北川水系の治水対策として計画対象期間内に達成すべき整備水準、河川整備基本方針で定めた最終目標に向けた段階的な整備などを含めて総合的に勘案し、以下のとおりとする。

遠敷川合流点から下流部においては、河道の流下能力を向上させる対策に加え、浸透・侵食に対する堤防強化により堤防の信頼性を向上させ、洪水に対する安全度向上を図る。

遠敷川合流点から上流部では霞堤を活かした治水機能が維持されるよう努める一方、浸透・侵食に対する堤防強化により堤防の信頼性を向上させ、洪水に対する安全度向上を図る。

上記施策の実施によって、遠敷川合流点から下流部では計画高水位以下で概ね1,400m³/sの流下能力の確保が可能となる。

16

河川整備計画((案)作成に向けて)本文 P3-3

3.3 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

3.3.1 治水対策の基本的な考え方

平成20年6月に定めた北川水系河川整備基本方針における基本高水流量(超過確率1/100年)は、……(中略)……危機管理体制の強化等が必要である。

以上を踏まえ、洪水による災害の発生の防止及び軽減に関する目標は、北川の上下流部の人口・資産等の状況を考慮し、北川水系の治水対策として計画対象期間内に達成すべき整備水準、河川整備基本方針で定めた最終目標に向けた段階的な整備、**本支川の整合などを総合的に勘案し、以下のとおりとする。**

遠敷川合流点から下流部においては、**治水・利水・環境のバランス、特に貴重な動植物の生息・生育環境の保全を行い、利水への影響を考慮した掘削や水位低下方策により河道の流下能力を向上させる対策に加え、浸透・侵食に対する堤防強化により堤防の信頼性を向上させ、洪水に対する安全度向上を図る。**

遠敷川合流点から上流部では霞堤を活かした治水機能を維持し、**現況の流下能力が確保されるよう河床の維持掘削、河道内の樹木伐採などに努める一方、浸透・侵食に対する堤防強化により堤防の信頼性を向上させ、洪水に対する安全度向上を図る。**

上記施策の実施によって、遠敷川合流点から下流部では、**現況流下能力1,000m³/s程度から将来目標である1,800m³/sに向けた途中段階として戦後最大となる昭和28年9月洪水を考慮し、河道で1,400m³/s程度の流下能力を確保する。**

河川整備計画(原案)本文 P4-10

4.2.2 河川区域の管理

河道の流下能力を維持するため、流下能力への影響、河川管理施設への影響、自然環境、地域状況等を考慮して、堆積土砂の掘削、樹木の伐開を必要に応じて実施する。

(1) 樹木の伐採と管理

河道内の樹木については、樹木の成長や繁茂の状況などについて、調査を実施する。なお、洪水時に流水の阻害となる樹木群については関係者と協議しながら適正な対策を検討し、河川環境の保全に配慮しつつ伐採を実施し、河道内の流下能力を維持する。また、発生する草木等の処理方法については、他の河川事例も参考にしながら、新たな技術導入を検討し、コスト縮減を図るよう努めていく。

(2) 河道の管理

河道の変動状況及び傾向を把握し、堆積土砂等が河川管理上の支障となる場合は維持掘削など適切な河道管理を行う。

また、上流から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、河床材料や河床高等の経年的変化だけでなく、土砂の生産源、生産量、州を形成している土砂の粒径の把握等により、土砂の挙動に関する調査・研究について、関係機関との連携を図り努めていく。

河川整備計画((案)作成に向けて)本文 P4-10

4.2.2 河川区域の管理

河道の流下能力を維持するため、流下能力への影響、河川管理施設への影響、自然環境、地域状況等を考慮して、堆積土砂の掘削、樹木の伐開を必要に応じて実施する。

(1) 樹木の伐採と管理

河道内の樹木については、樹木の成長や繁茂の状況などについて、調査を実施する。なお、洪水時に流水の阻害となる樹木群については関係者と協議しながら適正な対策を検討し、**河川環境の保全・回復に配慮**しつつ伐採を実施し、河道内の流下能力を維持する。

また、発生する草木等の処理方法については、他の河川事例も参考にしながら、新たな技術導入を検討し、コスト縮減を図るよう努めていく。

(2) 河道の管理

河道の変動状況及び傾向を把握し、堆積土砂等が**河川管理上の支障となる場合や現状の保全・回復のため必要な場合は**維持掘削など適切な河道管理を行う。

また、上流から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、河床材料や河床高等の経年的変化だけでなく、土砂の生産源、生産量、州を形成している土砂の粒径の把握等により、土砂の挙動に関する調査・研究について、関係機関との連携を図り努めていく。

(2) 水質に関する意見

【流域委員会からの意見】

- 水質保全において、今後小浜市の水道用水利用があるので、河川に求められる水質についても記載できないか。

河川整備計画(原案)本文 P3-8

3.5.4 水環境(水質)

(1) 水質の保全

水質については、河川利用や水利用の状況、動植物が生息・生育・繁殖する自然豊かな環境であることを考慮し、下水道整備等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら、現状の良好な水質の保全に努めていく。

河川整備計画((案)作成に向けて)本文 P3-8

3.5.4 水環境(水質)

(1) 水質の保全

北川の自然豊かで動植物の生息・生育・繁殖環境の保全を図り、河川利用や水利用を促進するため、地域住民との連携を図りながら良好な水質の保全を図ると共に、取水・排水の状況を把握し関係機関との連絡・調整を行い、必要な水質の保全に努める。

(3) 地域住民との連携に関する意見

【流域委員会からの意見】

- 洪水時に流木が海まで流れている。この対応について整備計画に付け加えてほしい。
- 流木の問題も含め、川だけではなく山も含めた流域として考える必要性や最近の水害の現状とわかってきたことを踏まえた対策等、今後議論をした方がいいのではないのか。
- 北川整備計画で定められた整備メニューについては、策定で終わるのではなく、今後取り組まれる内容、実施過程、結果等について地域住民へ積極的な情報発信、啓発をしていただきたい。
- 治水や環境までも含め、実際の事業に考え方が反映できるような国、県の管轄区域をまたがった場が必要かと思います。その意味では、「北川水利用情報交換会」ではなく、もっと強力な仕組みを立ち上げることが必要ではないかと思います。
- 「地域住民との連携」については、どちらかという環境に特化して記載されていると思う。いろんな利害があって難しいこととは思いますが国、県、地域住民との情報交換だけでなく、河川整備や管理について議論できる場が必要。
- 地域住民との連携については、県管理も含めた流域全体及び、河川の影響の大きい沿海部で議論できるようなシステムにしてほしい。

【住民からの意見】

- 堤防の整備で、堤防の安全性が懸念される箇所はホームページで公表しているということですが、高齢化社会で、パソコンを使えない、ホームページを開けないということが圧倒的に多いと思うので、若干不親切に感じる。

21

河川整備計画(原案)本文 P4-15

4.3 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

4.3.4 地域住民との連携

(1) 住民と連携した維持管理の実施

自治体や地域住民による河川清掃活動等を支援し、河川管理者と住民等との協働による維持管理を進める。

(2) 地域住民や住民団体の情報連携体制づくり

河川愛護モニターや地域住民からの情報収集を行い、地域住民や住民団体の声を生かしていく環境を整備する。

(3) 河川と流域社会の関わり

河川清掃や川に親しむ行事など、河川環境に関する啓発活動については、地域や関係機関と連携を深める。

22

河川整備計画((案)作成に向けて)本文 P4-15

4.3 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

4.3.4 地域住民、関係機関との連携

(1) 住民と連携した河川整備の実施

河川整備の実施にあたっては、地域住民に河川に関する情報提供を、積極的にわかりやすく行うことで問題意識を共有し、意見交換を行うなど連携しながら進めていく。

(2) 住民と連携した維持管理の実施

……………(略)……………

(3) 地域住民や住民団体の情報連携体制づくり

……………(略)……………

(4) 河川と流域社会の関わり

……………(略)……………

(5) 関係機関との連携

流域の環境変化や気候変動による洪水流出の変化、渇水時の瀬切れや濁水の長期化問題など、北川水系における課題を解決するためには、流域一体となった総合的な対策が必要なことから、流域に関係する機関や事業者とも連携し、総合的な河川整備を目指す。